

お客様にご負担いただく費用、リスク・留意事項について

直接的にご負担いただく費用：日興ファンドラップ手数料、日興ファンドラップ投資一任報酬

「日興ファンドラップ手数料」と「日興ファンドラップ投資一任報酬」の合計額を、下表の「お支払いいただく日」に先払いただきます。

●計算方法

日興ファンドラップ手数料 計算対象資産額×料率【A】×（計算対象日数÷365日）

日興ファンドラップ投資一任報酬 計算対象資産額×料率【B】×（計算対象日数÷365日）

お支払いいただく日		計算対象資産額	計算対象日数
入金時	運用開始日 (投資一任契約成立日※1)	当初投資金額	運用開始日から当該計算期間の 末日までの実日数
	追加投資日	追加投資金額	追加投資日から当該計算期間の 末日までの実日数
四半期	計算期間※2の期初営業日か ら起算して10営業日目	直前の計算期間最終営業日における すべての運用資産の合計額	各計算期間の実日数

※1 投資一任契約成立日：お客様の運用開始の指示により、当社が日興ファンドラップ専用口座へ金銭を振替えた日

※2 計算期間：1年を3ヶ月毎に区分したそれぞれの期間（1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで）

●料率（年率）

計算対象資産額	【A】日興ファンドラップ手数料 (年率・税込)	【B】日興ファンドラップ投資一任報酬 (年率・税込)
5,000万円以下の部分につき	0.972%	0.324%
5,000万円超1億円以下の部分につき	0.756%	0.270%
1億円超3億円以下の部分につき	0.540%	0.216%
3億円超5億円以下の部分につき	0.324%	0.162%
5億円超10億円以下の部分につき	0.216%	0.135%
10億円超の部分につき	0.108%	0.108%

「日興ファンドラップ手数料」および「日興ファンドラップ投資一任報酬」の金額については、計算対象資産額、および計算対象日数が変動するため、事前に明示することができません。

運用資産の一部を解約された場合、または投資一任契約を解除された場合等においては、すでにお支払いいただいた「日興ファンドラップ手数料」および「日興ファンドラップ投資一任報酬」はお返しいたしませんので、ご注意ください。

詳細については「日興ファンドラップ一任型契約関係書面集」※3（法人のお客様は法人用）をご確認ください。

※3 日興ファンドラップ一任型契約関係書面集

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約締結前交付書面に係る契約変更書面／日興ファンドラップ一任型における投資一任契約に係る契約締結前交付書面／日興ファンドラップ一任型取引説明書／日興ファンドラップ専用口座約款／日興ファンドラップ投資一任契約基本約款（5書面合冊）

【1/28に運用開始をした例】

・ 計算対象期間とお支払のタイミング



・ 計算例①：初回お支払

日興ファンドラップ手数料 当初投資金額×料率【A】×(1/28～3/31の実日数÷365日)

日興ファンドラップ投資一任報酬 当初投資金額×料率【B】×(1/28～3/31の実日数÷365日)

・ 計算例②：2回目お支払

日興ファンドラップ手数料 3月末の運用資産の合計額×料率【A】×(4/1～6/30の実日数÷365日)

日興ファンドラップ投資一任報酬 3月末の運用資産の合計額×料率【B】×(4/1～6/30の実日数÷365日)

間接的にご負担いただく費用：投資信託の管理報酬等

日興ファンドラップ一任型取引は各種有価証券等に投資する投資信託等で運用されるため、各投資信託に係る管理報酬等をお客様が間接的に負担することとなります。これらの費用は分散投資における資産配分の状況、運用による入れ替えやその時々取引内容、各投資信託の保有期間や時価変動等によって変動するため、あらかじめ具体的な金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を具体的に記載することができません。

2018年5月現在、主な投資対象として想定する投資信託は、①「日興グローバル・ファンズ」の傘下にある投資対象資産別のファンド・オブ・ファンズおよび、②「日興FW・日本債券ファンド」(以下、①、②を合わせて「各投資対象ファンド」といいます。)となっています。

対象	種類	間接的な費用
各投資対象ファンドに係る費用	管理報酬等	各ファンド・オブ・ファンズの純資産総額に対して最大年率0.685%を乗じて得た金額
	その他費用	各ファンド・オブ・ファンズの設立や監査等に係る費用等
各投資対象ファンドに組み入れられた個々の投資信託(以下、投資先ファンドといいます。)に係る費用	管理報酬等	投資先ファンドおよび現金等の残高にて加重した平均で年率2%程度を上限(注)
	その他費用	実績報酬が課されるものもあります

(注) ファンド・オブ・ファンズが間接的に負担する投資先ファンドの報酬および費用は、「日興グローバル・ファンズ」の傘下にある各ファンド・オブ・ファンズにおける投資先ファンドの純資産総額に対し、投資先ファンドの固定または上限の料率が示されている報酬および費用を用いて、投資先ファンドの投資比率で加重平均して計算しております。「日興グローバル・ファンズ」以外の投資先ファンドも、上記上限値を超えていません。

(ご参考) 投資先ファンドの管理報酬等の実際の料率

2018年2月末日現在、日興グローバル・ファンズ全体でみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、年率0.84%程度となります(この料率は、10本のファンド・オブ・ファンズで投資している全ての投資先ファンドの管理報酬等(実績報酬を除く)の合計金額を、10本のファンド・オブ・ファンズの純資産総額の合計金額で割って計測しております)。また、10本のファンド・オブ・ファンズ別にみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、各ファンド・オブ・ファンズの純資産総額に対して年率0.21%～1.24%程度となります。ただし、受益者が実際に負担する投資先ファンドの管理報酬等の料率は、10本のファンド・オブ・ファンズの組み合わせに応じて異なります。

これらの間接的な費用は、各ファンド・オブ・ファンズまたは各投資先ファンドの中から支払われますので、別途お客様からお支払いただくことはございません。詳細については「投資信託説明書(交付目論見書)」をご確認ください。

日興ファンドラップー任型サービスのリスクについて

日興ファンドラップー任型には、主として以下のリスクがあるものと考えられます。そのため、お客様が損失を被り、または投資元本を割込むおそれがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではありません。

●「投資一任に関するリスク」

日興ファンドラップー任型取引において、当社が投資一任契約に基づき行った投資一任運用の結果はすべてお客様に帰属します。

●「投資信託に関するリスク」

日興ファンドラップー任型取引における投資一任運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券や金融派生商品、実物資産等（いずれも外貨建てのものを含みます。）を最終投資先とする投資信託にて行われています。これらの各種有価証券等の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化、または有価証券等の裏付けとなっている資産の価額や評価額の変動に伴い変動します。

投資信託の主なリスクには、「価格変動リスク」「金利リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」「カントリーリスク」「オルタナティブ投資のリスク」等があるものと考えられます。

●「一部解約の指示または投資一任契約解除の制限に伴うリスク」

日興ファンドラップー任型取引では、運用資産の一部解約の指示または投資一任契約の解除に際して、これらを行えない期間またはこれらを行えない条件等制限が設けられているため、お客様が一部解約または投資一任契約の解除をご希望された際に当該期間または条件に該当する場合、当社は、これらを行うことが可能な時期の到来後または条件が整い次第換金手続きを開始いたします。そのため、その間に投資信託等の価額が下落することがあります。

投資一任契約によりお客様が保有されることとなる投資信託等および投資の比率は、お客様ご自身のリスク許容度、投資一任運用開始の時期および保有時期によって異なります。お客様ご自身が保有する投資信託等に係るリスクの詳細については、「日興ファンドラップー任型における投資一任契約に係る契約締結前交付書面」（法人のお客様は法人用）および「投資信託説明書（交付目論見書）」にて内容をご確認、ご理解いただきますようお願いいたします。

留意事項

日興ファンドラップ専用口座の開設にあたっては、事前または同時に以下のお申込みが必要となります。ただし、すでにお手続きがお済みの場合は必要ございません。

<個人のお客様>

- ①証券総合口座*（外国証券取引口座を含む）の開設 ※総合コースを指定したものに限りです。
- ②特定口座の開設

<法人のお客様>


- ①証券取引口座（外国証券取引口座を含む）の開設
- ②累積投資口座の開設

日興ファンドラップー任型のご契約にあたっては、あらかじめ日興ファンドラップー任型契約関係書面集（法人のお客様は法人用）および「投資信託説明書（交付目論見書）」をお渡しいたしますので、内容をよくご確認、ご理解いただき、最終的なご契約の締結はお客様ご自身でご判断ください。

日興ファンドラップー任型における投資一任契約に、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

商号等	SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会		

サービス概要

項目	概要
口座開設	●日興ファンドラップ専用口座の開設は随時可能
計算期間	●日興ファンドラップ手数料および日興ファンドラップ投資一任報酬を計算するために、1年を3ヶ月毎に区分したそれぞれの期間 (1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで)
運用開始	●運用開始は口座開設の翌営業日以降、随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の2営業日前14時から最終営業日までの期間を除く ●300万円以上1万円単位
契約更新	●初回更新日：口座開設から1年後の応当日が属する計算期間の期初の日（自動更新） ●次回更新日：初回更新日から1年後の応当日（その後も同様に自動更新）  更新日の10営業日前の14時になる前までに、投資一任契約を更新しない旨の意思表示を行い、当社所定の事務手続きが完了した場合は、契約更新を停止
モデル変更	●モデル変更は、以下の期間を除き、随時可能 ① 投資一任契約成立日の属する計算期間 ② 計算期間最終営業日の9営業日前14時から最終営業日までの期間 ③ モデル変更を行った日の属する計算期間 ④ 投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある場合は、その完了する日までの期間
追加投資	●原則随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の2営業日前14時から最終営業日までの期間、および投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある場合はその完了する日までの期間を除く ●100万円以上1万円単位
一部解約	●投資一任契約成立日が属する計算期間経過後、随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の9営業日前14時から最終営業日までの期間、および投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある場合はその完了する日までの期間を除く ●1万円以上1万円単位 (前営業日における運用資産の評価額から一部解約金額を差引いた金額が300万円に満たない場合は不可) ●原則7営業日目受渡
全部解約 (投資一任契約の解除)	●投資一任契約成立日が属する計算期間経過後、随時可能 ただし、各計算期間最終営業日の9営業日前14時から最終営業日までの期間、および投資信託等の売買に係る約定または現金化が完了していない取引がある期間は、当該期間の直後の営業日を解除日として運用資産の現金化を開始 ●原則7営業日目受渡